



# 無理なくできる町内会活動 一緒に考えてみませんか ～住民アンケート(雛形)を活用してください!～

問 まちづくり協働課(2階) ☎561-2324、FAX561-2482

町内会では、自分たちの住む地域をより住みよい地域にするため、地域住民が協力し合って、交流・防犯・防災・環境美化など、さまざまな活動による地域づくりを行っています。しかし一方で、少子高齢化や共働き世帯の増加、雇用延長などのライフスタイルの変化によって、活動への参加人数の減少や、町内会役員の担い手の不足が大きな課題となっています。そのため、これまで行ってきた活動を続けることが難しいという意見もあります。町内会にとって必要な活動を話し合い、無理なく活動できるように見直してみませんか？

## 「住民アンケート(雛形)」を使ってみましょう

町内会の活動は住民の意見を聞くことが重要です。また、活動の見直しをするときにも、住民が町内会活動に何を求めているのかを把握することが必要です。市では「住民アンケート(雛形)」を作成し、市ホームページで公開していますので、ぜひ活用してください。

### ● アンケート

V. 町内会の活動について

問5 ①町内会の会議・活動(総会、定例会・イベント等)についてお伺いします。見直すべきと思う活動に○をつけていただき、○をつけられた場合は、「増やす・減らす」のどちらかにも○を付けてください。(複数選択可)

1. 会議(総会、定例会)を見直す(増やす・減らす)
2. 高齢者向けの活動を見直す(増やす・減らす)
3. 子ども向けの活動を見直す(増やす・減らす)
4. 運動会を見直す(増やす・減らす)
5. スポーツレクリエーションの活動を見直す(グラウンドゴルフ、ボーリング等)(増やす・減らす)
6. 地蔵盆を見直す(増やす・減らす)
7. 防犯パトロールを見直す(増やす・減らす)
8. 防災活動を見直す(増やす・減らす)
9. 町内会から発行している情報誌を見直す(増やす・減らす)
10. 公園や河川の清掃の回数を見直す(増やす・減らす)
11. その他( ) (増やす・減らす)



## 「町内会長戸別訪問」で相談してください

上記の他、町内会長からの相談に応じて戸別訪問を行うなど、市が課題解決に向けた方法を一緒に考えるお手伝いをしますので気軽に相談してください。市と町内会の皆さんと一緒に考え、より住みよい地域社会を共につくっていきましょう。



# 「合理的配慮の提供」が義務化されます!!

令和3(2021)年5月に障害者差別解消法が改正され、来年4月1日から事業者の「合理的配慮の提供」が義務となります。この法律では対象を行政機関等及び事業者としています。差別をなくすことは国民一人一人に求められることです。障害のある人もない人も、全ての人がお互いの人格や個性を尊重しながら生活できる社会の実現をめざして、一人一人ができることを、いま一度考えてみましょう。  
問 障害福祉課(1階) ☎561-6972、FAX561-2480

## 「合理的配慮の提供」って何?

障害のある人から何らかの配慮を求められたときに、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。例えば、電車やバスなどの段差がある場所で、車いすの人を補助するためにスロープを設置したり、色の見分けがつきにくい人のために、色の組み合わせを工夫したりすることです。



## 私にはなにができるの?

日常生活の中には、私たちができることもあります。

- 聴覚障害の人とコミュニケーションをとるときに、スマートフォンやメモ帳を活用する
- 買い物をしている視覚障害の人に色や形などを伝える
- 文字を書いたり読み取ったりすることが難しい人のために、代筆をしたり、ゆっくりと読み上げたりする



他にも考えてみよう

## 市や県ではどんな取り組みをしているの?

市では、職員対応要領や留意事項を定め、合理的配慮の提供に取り組むとともに、関係団体と連携しながら市民への普及・啓発活動を実施し、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したりするような不当な差別的な取り扱いの解消を促進しています。





また県では、平成31(2019)年4月1日に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました。これを受けて合理的配慮を提供するための費用の助成や「共生社会サポートステッカー」の配布を行っています。

「共生社会サポートステッカー」は、共生社会の実現に向けて「合理的配慮の提供」を積極的に行う事業所が掲示することができるステッカーです。



県のサポートステッカー

## 共生社会づくりや「合理的配慮の提供」について、詳しくはこちら

<p>● 内閣府</p> <p>障害者差別解消法に基づく基本方針の改定について</p> 	<p>● 滋賀県</p> <p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について</p> 	<p>「共生社会サポーター」について</p> 	<p>合理的配慮の提供に係る費用の助成について</p> 
---	--	--	---